

令和8年度

一般競争入札による市有財産(公用車7台)

売却案内書

伊佐市 会計課管理係

1. 売払物品

	物品1	物品2	物品3	物品4
車 名	三菱	三菱	ニッサン	いすゞ
型 式	GE-FB510B	GE-FB510B	KG-SP2F23	KR-NKR81LAV
種別・用途	普通特種	普通特種	小型貨物	普通貨物
車体形状	消防車(可搬車)	消防車(可搬車)	キャブオーバ	バン
初年度登録年月	平成12年11月	平成12年11月	平成13年4月	平成15年8月
車検満了日	令和8年11月19日	令和8年11月24日	令和8年5月1日	令和8年8月25日
走行距離(km)	13, 636	7,146	208,629	141, 584
総排気量(L)	1.99	1.99	2.66	4.77
燃 料	ガソリン	ガソリン	軽油	軽油
車体色	赤	赤	白	緑
変速機	MT	MT	MT	MT
最低売却価格	50,000円	50,000円	50,000円	50,000円
備 考	エアコンなし	エアコンなし		

	物品5	物品6	物品7
車 名	トヨタ	トヨタ	スバル
型 式	GE-RZH125B	TA-MNH10W	LE-TV1
種別・用途	普通特種	普通乗用	軽貨物
車体形状	身体障害者輸送車	ステーションワゴン	バン
初年度登録年月	平成12年5月	平成15年5月	平成20年6月
車検満了日	令和8年5月27日	令和10年5月29日	令和8年6月29日
走行距離(km)	265, 525	140, 489	153, 057
総排気量(L)	2.43	2.99	0.65
燃 料	ガソリン	ガソリン	ガソリン
車体色	白	銀	白
変速機	AT	AT	AT
最低売却価格	10,000 円	10,000 円	10,000 円
備 考	エンジン水漏れ ドアキー不良	エンジン水漏れ	エアコン不良

※最低売却価格は、消費税込みです。

※走行距離は管理上、伸びることがあります。

伊佐市では、公用車(以下「売払物品」という。)を一般競争入札により売却します。一般競争入札とは、入札参加者が価格を競い合って、伊佐市があらかじめ定めた金額(最低売却価格)以上で最も高い価格をつけた方に購入していただく方法です。入札においては、本売却案内書を熟読のうえ参加してください。この入札に参加するためには、事前に申込が必要です。

2. 一般競争入札参加資格

参加することができる者は、すべての個人又は法人としますが、次に掲げる事項に該当する場合は、入札申込及び入札に参加することはできません。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 次のいずれかに該当する者でその事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ① 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ② 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ③ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号から第4号まで及び第6号に該当する者
- (5) 一般競争入札参加申込書兼受付済書を受領していない者
- (6) 市税等に関し未納の税額がある者

3. 売払条件

- (1) 契約時期

落札者は、落札決定後 12 日以内に売買契約書により契約締結していただきます。

- (2) 売買代金

契約締結と同時に売買代金全額をお支払いいただきます。

- (3) 引渡し

売買代金の支払が確認できた後に行います。売払物品は現状渡しとし、引渡し後の故障及び瑕疵等について当市は一切責任を負いません。また、運搬費用、登録費用、その他引渡しに係る費用・書類等は全て落札者の負担となります。

- (4) 名義変更及び施設名称等の抹消

引渡しから2週間以内に名義変更等を行ない、手続完了後、証明書の写しを提出するとともに、車両に表示してあります施設名称等について、引渡し後落札者が抹消し、抹消したことの確認を受けてください。また、使用目的によっては伊佐市において廃車手続きのうえ引き渡す場合もあります。

4. 売払物品の公開期間及び場所

(1) 公開場所

伊佐市環境政策課 奥広場(伊佐市大口里 1092 番地)

(2) 期間

令和 8 年 9 月 28 日 (月)・29 日 (火) の 2 日間 午前 10 時～午後 4 時

※売払物品の引渡しは現状のまま行いますので、事前に当該売払物品の確認をお願いします。なお、公道で試乗することは出来ません。

売払物品を見学する場合は、事前に市会計課までご連絡下さい。

5. 一般競争入札参加申込書兼受付済書の提出場所・期間等

(1) 提出期間

令和8年9月24日(木) から 令和8年10月8日(木) まで

土日祝日を除く午前9時から午後5時まで受付

(2) 書類配布・提出場所

〒895-2511 鹿児島県伊佐市大口里 1888 番地 伊佐市役所大口庁舎 会計課

(3) 提出方法

下記の書類を、上記提出場所に直接持参するか郵送してください(郵送の場合、令和8年10月8日(木)のまでの消印有効)。メール・ファックスによるものは受け付けません。なお、期限までに一般競争入札参加申込書兼受付済書を提出しない者又は提出書類に不備・記載漏れがある者は、この入札に参加することができません。

(4) 入札保証金 伊佐市契約規則第6条第3号により免除します。

○提出書類(提出された書類は返却いたしません)

一般競争入札参加申込書兼受付済書
誓約書
納税証明書 … (伊佐市内の個人・法人)伊佐市役所税務課発行の「滞納のない証明書」 (伊佐市外の個人)税務署発行の納税証明書「様式その3の2」 (伊佐市外の法人)税務署発行の納税証明書「様式その3の3」
身分証明書 … (個人)市町村発行のもの (法人)商業登記簿謄本

※納税証明書及び身分証明書については、発行から3か月以内(写し可)のものとする。

6. 入札方式について

(1) 入札方法:郵送入札とします。

入札書は「一般書留郵便」「簡易書留郵便」「特定記録郵便」のいずれかの方法により、下記期日までに郵送してください。持参その他の方法によるものは受け付けません。

(2) 入札書提出期限

令和8年 10 月 20 日(火) 午後5時まで(必着)

(3) 入札書類の作成

- ① 入札書を封入する封筒を用意し、表面に「入札書在中 物品〇〇」と記載し、裏面に住所氏名を記入する。複数の物品に入札する場合は、物品ごとに封筒を準備してください。
- ② 入札書へ住所、氏名、消費税込みの金額(算用数字でハッキリと記載し、数字の始めに『¥』を記入する。金額の訂正は行わない。)を記入・押印し、記載誤りがないか充分確認する。理由のいかんにかかわらず、提出した入札書の書換え、引換え、撤回は認めません。
- ③ ①で作成した封筒に②の入札書を入れ封をする(入れ間違いがないかを確認)。
(同じ封筒へ複数の入札書を入れた場合や入札書の入れ間違いは失格となります。)
- ④ ③で作成した封筒を下記「郵送先」に、**令和8年 10 月 20 日午後5時まで(必着)**に郵送してください。郵送の場合は「一般書留郵便」「簡易書留郵便」「特定記録郵便」のいずれかの方法で送付してください。持参その他の方法によるものは受け付けません。
期限までに到着しなかった場合、入札は失格となります。

(4) 郵送先

〒895-2511 鹿児島県伊佐市大口里 1888 番地 伊佐市役所大口庁舎 会計課

7. 開札及び落札者の決定

令和8年 10 月 21 日(水) 午前10時から開札します。最低売却価格以上で、最高の価格をもって入札した者を落札者とします。ただし、最高価格入札者がした入札が無効となった場合は、原則として最低制限価格以上の次順位者を落札者とします。また、最高の価格が同額の場合、入札事務に関係のない職員に「くじ」を引かせ落札者を決定します。落札者が決定したときは、落札者にのみ連絡し、結果については**市ホームページに落札金額を掲載**します。

8. 入札書の無効

次に掲げる入札書は、無効となります。

- (1) 一般競争入札参加資格が無い者のした入札書
- (2) 同一人がした2通以上の入札書
- (3) 入札者が協定してした入札書
- (4) 金額その他記載事項が明らかなでない入札書
- (5) 金額を訂正し又は記名押印を欠いた入札書
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
- (7) 一般競争入札に際し不正をした者の入札書
- (8) 入札書に必要な事項を記載しなかった者のした入札書
- (9) 一般競争入札に関する条件に違反した者の入札書
- (10) 最低売却価格を下回る金額での入札書
- (11) 電報、電話、ファクシミリ等による入札
- (12) 本市入札心得書の条項に違反する入札
- (13) その他必要事項を確認できない入札

9. 契約保証金

伊佐市契約規則第 34 条第5号により免除します(売払代金の即納が必要)。

10. 契約の締結

- (1) 落札者は、令和8年 11 月2日(月)までに売買契約書にて契約を締結していただきます。
- (2) 契約締結に要する費用は、落札者の負担となります。
- (3) 落札金額には自賠責保険料返戻金相当額及び自動車リサイクル預託金を含みます。
- (4) 売買契約の名義人は、一般競争入札参加申込書兼受付済書に記載された入札申込者名となります。

11. 売買代金の支払

落札者は、売買契約締結後に売買代金全額を市が発行する納入通知書により即日中に指定金融機関等にお支払いいただきます。

12. 売払物品の引渡し

- (1) 運搬費用、登録費用、その他引渡しに係る費用等は、全て落札者の負担となります。
- (2) 引渡し後の故障及び瑕疵等について当市は一切責任を負いません。
- (3) 売買代金の納付書兼領収書(領収印があるもの)を提示(写しをいただきます)していただいた時に、鍵・自動車検査証(登録識別情報等通知書)等をお渡します。
なお、車両の引き取り・移動は令和8年 11 月 13 日(金)までに行ってください。
- (4) 車検のない車両で、公道上を自ら運転して移動する場合には、自動車運送車両法に基づく臨時運行許可書等所定の手続きが必要です。
- (5) 引渡しから2週間以内に名義変更を行ない、手続完了後、証明書の写しを提出するとともに、車両に表示してある施設名称等について、引渡し後落札者が抹消し、抹消したことの確認を受けてください。

13. その他

- (1) 本公告に定めのない事項については、すべて関係法規等、地方自治法、地方自治法施行令及び伊佐市契約規則の定めるところによります。
- (2) 契約に関する費用は、落札者の負担とします。
- (3) すべての提出書類は、返還いたしません。
- (4) 落札結果については、落札金額のみを公表いたします。

【問い合わせ先】

鹿児島県伊佐市大口里 1888 番地 (〒895-2511)
伊佐市役所 会計課管理係 (大口庁舎 1 階)
T E L 0995-23-1311 (代表) 内線 1285
F A X 0995-22-5344

一般競争入札参加申込書兼受付済書

令和 年 月 日

伊佐市長 殿

入札申込者(法人の場合は所在地、法人名及び代表者氏名)

〒

住所

氏名

印

電話番号

(法人:担当者氏名)

伊佐市が実施する下記の市有財産一般競争入札に参加したいので、売却案内書の内容を承諾のうえ関係書類を添えて申込します。

記

【入札を希望する物品に○を記入】

物品1	物品2	物品3	物品4
物品5	物品6	物品7	

○添付書類 … ①誓約書

②納税証明書(発行から3か月以内、写し可)

- ・(伊佐市内の個人・法人)伊佐市役所税務課発行の「滞納のない証明書」
- ・(伊佐市外の個人)税務署発行の納税証明書「様式その3の2」
- ・(伊佐市外の法人)税務署発行の納税証明書「様式その3の3」

③身分証明書(発行から3か月以内、写し可)

- ・(個人)市町村発行の身分証明書
- ・(法人)商業登記簿謄本

【提出先】

〒895-2511

鹿児島県伊佐市大口里 1888 番地

伊佐市役所 会計課管理係 (大口庁舎 1 階)

(代表) TEL0995-23-1311 内線 1285

受付印

誓 約 書

私は、伊佐市が実施する市有財産一般競争入札の参加申込にあたり、次の事項を誓約します。

1. 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者ではありません。
2. 次のいずれかに該当する者でその事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者ではありません。
 - ①競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ②落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ③正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
3. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号から第4号まで及び第6号に該当する者ではありません。
4. 入札に際し、売却案内書、売買契約書を承知のうえ参加しますので、後日これらの事柄について伊佐市に対し一切の異議及び苦情を申し立てません。
5. 落札した物品の利用にあたっては、契約条項、法令上の規制を遵守します。
6. 落札した物品について、名義変更しないまま第三者へ転売・譲渡等いたしません。

令和 年 月 日

伊佐市長 殿

法人の場合は所在地、法人名及び代表者氏名

住所

氏名

印

入札書

令和 年 月 日

伊佐市長 殿

入札申込者(法人の場合は所在地、法人名及び代表者氏名)

〒

住所

氏名

印

下記市有財産一般競争入札に係る売却案内書・現物等を熟覧し、承諾したうえで下記のとおり入札します。

記

円也

【入札を希望する物品ひとつに○を記入】

物品1	物品2	物品3	物品4
物品5	物品6	物品7	

【注意事項】

入札金額は、消費税込み金額を記載すること。

金額の数字は、算用数字を使用すること。

金額の訂正は、行わないこと。(失格となります。)

複数の物品に入札する場合は、1件ごとに入札書を作成すること。

同じ封筒へ複数の入札書を入れた場合、入札書の入れ間違いは失格となります。